

目黒区地域包括ケア推進委員会要綱

平成18年 3月29日 目健介第1146号決定
(最終改正) 令和 6年 3月25日 目健介第20718号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区附属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）第3条の規定に基づき、目黒区地域包括ケア推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、高齢者等の介護及び介護予防等に関し、地域の実情を踏まえた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、次に掲げる事項について協議又は検討を行う。

(1) 地域包括支援センターの公正性及び中立性の確保並びに円滑かつ適正な運営に関する事項

- ア 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- イ 包括的支援事業等の運営に関すること。
- ウ 地域包括支援センターの職員の体制に関すること。
- エ その他の地域包括ケアに関すること。

(2) 地域密着型サービスの適正な運営に関する事項

- ア 地域密着型サービス等の事業者の指定に関すること。
- イ 区における地域密着型サービス等の事業者の指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他区長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要な事項

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第3号に規定する地域支援事業の適正な運営に関する事項

- ア 地域づくりに関すること。
- イ 地域に必要な資源の開発に関すること。
- ウ 地域に必要な政策の立案・提言に関すること。

(4) その他地域包括ケアの推進に当たり必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって構成する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の構成員 6人以内
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者 3人以内
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等に係る者 4人以内
- (4) 地域ケアに関する学識経験を有する者 2人以内

2 区長は、前項の委員のほか、特に専門的知識を要する事項その他の特定の事項（以下「特定事項」という。）の協議又は検討を要するときは、委員会の構成員として専門委員を委嘱す

るものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副会長1人を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 委員会は、委員（特定事項について会議を開く場合にあっては、当該特定事項について委嘱された専門委員を含む。以下同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(責務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第10条 委員会に地域ケアに関する専門的な調査及び研究を行う専門部会を設置することができる。

2 専門部会に必要な事項は、会長が定める。

(除斥)

第11条 委員は、直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第12条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部福祉総合課及び健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(報酬)

第14条 委員の報酬は、勤務1回につき、会長は14,000円、地域ケアに関する学識経験を有する者並びに弁護士、医師、歯科医師及び薬剤師の資格を有する者として区長が委嘱する委員は12,000円、その他の委員は5,000円とする。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。